



平成28年12月22日

各 位

会 社 名 三井住建道路株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 松井 隆幸
(コード番号 1776 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役 執行役員
総務部長 阿 部 勉
(TEL 03-3357-9081)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法違反の行為により、本日、国土交通省から建設業法第28条第3項の規定に基づき、下記のとおり営業停止処分を受けましたのでお知らせいたします。

本件に関し、株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この度の処分を厳粛に受け止め、役職員一同、今後とも法令遵守の徹底に取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命ぜられた営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

2. 営業停止期間

平成29年1月6日から平成29年3月6日までの60日間

3. 業績に与える影響

業績への影響につきましては、今後の状況等に応じて速やかにお知らせいたします。

以 上